

令和元年第2回八千代町議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月5日（水曜日）午前9時46分開会

定例議会の告示

八千代町告示第46号

令和元年第2回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月29日

八千代町長 谷 中 聰

1. 期 日 令和元年6月5日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（6番）	上野 政男君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	4番	廣瀬 賢一君
5番	大久保弘子君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	9番	大久保 武君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

な し

説明のため出席をしたる者

町 長	谷中 聰君	副 町 長	古宇田信一君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	塚原 渥君
秘 書 公 室 長	青木 喜栄君	総 務 部 長	野村 勇君
企画財政部長	中村 弘君	保健福祉部長	塚原 勝美君

産業建設部長	生井 俊一君	総務課長	生井 好雄君
消防交通課長	宮本 克典君	税務課長	鈴木 衛君
まちづくり 推進課長	馬場 俊明君	財務課長	大里 斉君
福祉課長	川村 俊之君	長寿支援課長	宮田 圭子君
国保年金課長 兼健康増進 課長	飯ヶ谷智巳君	産業振興課長	飯岡 勝利君
都市建設課長	木村 和則君	農業委員会 事務局長	宮本 正美君
教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君	給食センター 所長	岩坂 信幸君
総務課補佐	中川 貴志君	財務課補佐	倉持 浩幸君

議会事務局の出席者

議会事務局長	秋葉 松男	主査兼係長	鈴木 佳奈
係長	山中 昌之		

議長（上野政男君） 公私ご多用のところご参集をくださいませ、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、4月1日の人事異動によりまして、課長に1名、課長心得に1名が昇格されましたので、ご紹介をいたします。

初めに、給食センター所長、岩坂信幸さんをご紹介をいたします。

岩坂信幸さん、登壇願います。

（給食センター所長 岩坂信幸君登壇）

給食センター所長（岩坂信幸君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日付の人事異動で給食センター所長を拝命いたしました岩坂信幸と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 次に、環境対策課課長心得、富永浩さんをご紹介をいたします。

富永浩さん、登壇願います。

(環境対策課課長心得 富永 浩君登壇)

環境対策課課長心得(富永 浩君) ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日付の人事異動によりまして環境対策課課長心得を拝命いたしました富永浩でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長(上野政男君) 皆さん、これからもより一層住民サービス向上に頑張ってください。

ここで、常時出席以外の課長の退場を願います。

ただいまの出席議員数は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

議 事 日 程 (第1号)

令和元年6月5日(水) 午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成31年度事業計画及び平成30年度決算に関する報告について

報告第2号 平成30年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成30年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

- 日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第3号 平成30年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第5号 八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第8号 31. 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 日程第12 議案第9号 八千代町立学校給食センター厨房用備品購入契約の締結について
- 日程第13 休会の件

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命じることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

ここで脱衣を許可をいたします。

諸般の報告

議長（上野政男君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付をいたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告をいたします。

行政諸般の報告

議長（上野政男君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可をいたします。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 令和元年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

まず初めに、八千代町消防団幹部団員等の異動についてご報告申し上げます。八千代町消防団幹部団員等の異動がありましたので、別紙によりご報告申し上げます。

次に、令和元年度「総合防災訓練」についてご報告申し上げます。令和元年度における総合防災訓練を9月1日日曜日に実施いたします。本年度は、鬼怒川の増水による氾濫を想定して、鬼怒川沿線の地区を中心に訓練を行うことにより、災害時の避難対応と防災に対する意識の醸成を図ることを目的として行います。

当日は、午前8時から各行政区公民館への避難訓練、午前10時から中央公民館及び総合体育館において、防災講演会、防災体験会を実施いたしますので、議員各位のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、プレミアム付商品券事業についてご報告申し上げます。この事業は、本年10月1日に予定されております、消費税・地方消費税の10%への引き上げが、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行うものでございます。その実施に必要な経費は、国が全額補助をするものでございます。

国の補助要件における購入対象者につきましては、2019年度の住民税非課税者と3歳未満の子どもが属する世帯の世帯主となっております。対象者1人につき2万5,000円分の商品券を2万円で購入できるものでございます。

商品券事業の詳細な日程等につきましては、別紙資料のとおり予定しておりますが、今後商工会を初め関係各課との協議・調整を行いまして、消費税引き上げの本年10月1日から商品券を使用できるよう事業を推進していく所存でございますので、議員各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税の寄附状況についてご報告申し上げます。平成30年度のふるさと

納税につきましては、最終的に寄附件数3,757件、寄附金額4,109万5,000円の寄附金が集まりました。前年度と比較して、件数で2,007件、114.7%、金額で1,907万9,000円、103.8%の増加になっております。増加の要因としましては、要綱の改正により、返礼品の見直しを行い、返礼品を105品目に拡充したことや申し込みサイトの追加など、寄附のしやすい環境づくりに努めたことが考えられます。

また、いただいた寄附金につきましては、出産子育て奨励金支給事業や読書記録通帳事業、グリーンビレッジ改修事業などに活用しております。

令和元年度からは、ふるさと納税制度の見直しがされ、返礼割合の3割以内や地元産品の明確な基準などが示され、総務大臣の指定がなければ制度の利用ができなくなりました。今後とも制度の趣旨にのっとった適正運用を図りながら、財源確保と地域振興のため、ふるさと納税事業を推進してまいります。

次に、平成29年度決算に係る統一的な基準に基づく財務書類についてご報告申し上げます。お手元に配付いたしました財務書類は、総務省の通達で全ての地方公共団体で作成するものであり、一般会計、特別会計、企業会計等を含めた町全体の会計のほか、土地開発公社や社会福祉協議会等の第三セクター及び一部事務組合との連結会計を含めたものでございます。

財務書類を作成することにより、財政の透明性を高め、町民に対する説明責任を果たし、財政の効率化、適正化を図るとともに、財務状況の地方公共団体間の比較や資産状況が「見える化」され、セグメント分析の実施が可能となるため、限られた財源を賢く使うという考え方が普及していくことが期待されております。

このほかにも財務指標として、住民1人当たりの資産額及び負債額、行政コスト、受益者負担の割合などについて、資産形成、世代間の公平性、持続可能性などの数値も示しておりますので、後ほどご覧おきいただければと思います。

次に、第25回八千代町夏まつりの開催についてご報告申し上げます。今年で第25回を迎えます「八千代町夏まつり」を7月27日土曜日に役場南側駐車場で開催いたします。演目は、「みこし」と「はやし」の競演、「阿波踊り」、「ソーラン踊り」、「フラダンス」、「子どもおはやし」を実施いたします。また、今回も、祭りのフィナーレとして「花火」を打ち上げたいと考えておりますので、ご覧いただければと思います。

なお、この夏まつりは雨天順延となりますので、7月27日が雨天の場合は、翌日の28日に開催いたします。町民の皆さんの交流の場として、また地域文化の継承の場として、

議員各位にもおかれましても、ぜひご来場賜りますようお願い申し上げます。

次に、保留地の販売についてご報告申し上げます。保留地の販売については、広報紙、町ホームページ、チラシ、のぼり旗等を用いて実施しており、前回の報告から現在までは1区画販売いたしました。販売面積は256.26平方メートル、金額が640万6,500円であります。なお、現在は1区画の保留地を販売中であります。

今後も保留地の販売を積極的に実施して、区画整理事業を進めてまいりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

次に、中学校空調設備設置工事についてご報告申し上げます。八千代第一中学校、東中学校の2校の空調設備設置につきましては、平成31年3月定例会におきまして、補正予算の議決をいただきました。現在設置工事を進めているところで、本年6月末日の完了予定でございます。なお、工事概要につきましては、別紙のとおりであります。

次に、茨城国体ビーチボールバレー競技の実施についてご報告申し上げます。今年の秋に本町で実施される「いきいき茨城ゆめ国体デモンストラーションスポーツ、ビーチボールバレー競技」につきましては、9月15日日曜日に総合体育館をメイン会場に、県立八千代高校体育館との2会場で実施いたします。この大会は、県内の方が対象となる大会で、一般とシニア、それぞれ2部門ずつ合計4部門、56チームの参加を予定しております。現在実行委員会を中心に準備を進めているところでございます。

また、この大会は、町の魅力をアピールするのにも絶好の機会であります。大会当日は、競技参加者や観戦者に満足していただくためにも、競技の実施のみにとどまらず、町の魅力も発信していく考えでございます。この大会を関係者一丸となって取り組み、ぜひ成功させたいと思いますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係につきましては、別紙「契約関係報告書」のとおりでございます。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（上野政男君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上野政男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、4番、廣

瀬賢一議員、5番、大久保弘子議員、以上2名を指名をいたします。

日程第2 会期の決定

議長（上野政男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

生井議会運営委員長。

（議会運営委員長 生井和巳君登壇）

議会運営委員長（生井和巳君） ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る5月24日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、令和元年第2回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。執行部から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から12日までの8日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

議長（上野政男君） ただいまの議会運営委員長の報告は、令和元年第2回八千代町議会定例会の会期を本日より12日までの8日間とするものであります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より12日までの8日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12日までの8日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成31年度事業計画及び平成30年度決算に関する報告について

報告第2号 平成30年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成30年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（上野政男君） 日程第3、報告第1号 八千代町土地開発公社平成31年度事業計画及び平成30年度決算に関する報告について、報告第2号 平成30年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 平成30年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について提出されておりますので、ご覧おき願います。

日程第4 議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（上野政男君） 日程第4、議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、八千代町税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容をご説明申し上げます。まず、町民税関係につきましては、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の期間を3年延長したもの及びふるさと納税制度の見直しにより、特例控除の措置対象となる寄附金を特例控除対象寄附金としたものであります。

次に、固定資産税関係につきましては、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置を創設したものであります。

専決処分の事由といたしましては、施行期日が平成31年4月1日及び6月1日となるため、3月29日に専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決
処分事項の承認を求めることについて

議長(上野政男君) 日程第5、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 谷中 聰君登壇)

町長(谷中 聰君) ただいま上程されました議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、八千代町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の内容を申し上げます。まず、国保税の基礎課税額に係る課税限度額につきまして、中間所得者層の被保険者に配慮した見直しを図るため、「58万円」から「61万円」に

引き上げたものであります。

次に、国保税の減額の基準につきまして、軽減対象者の増加を図るため、5割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を「27万5,000円」から「28万円」に、2割軽減の対象となる所得の算定において、「50万円」から「51万円」にそれぞれ引き上げたものでございます。

専決処分の理由といたしましては、施行期日が平成31年4月1日となるため、3月29日に専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 平成30年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（上野政男君） 日程第6、議案第3号 平成30年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求めることについて議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 谷中 聰君登壇)

町長(谷中 聰君) ただいま上程されました議案第3号 平成30年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、平成30年度第3回目の補正で、歳入歳出ともそれぞれ2,500万円を追加し、予算総額を32億8,263万8,000円としたものであります。

補正の内容は、国民健康保険療養給付費が不足したため、3月29日に専決処分したものであります。

その内容を申し上げますと、療養給付費不足のため、歳入において県支出金を2,500万円増額し、歳出において保険給付費を2,500万円増額したものであります。

以上、専決処分の概要を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案のとおりご賛同くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(上野政男君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号 平成30年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分事項の承認を求めることについて採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成30年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第7、議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、八千代町税条例等の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容をご説明申し上げます。まず、町民税関係につきまして、令和3年度分以降において、子どもの貧困への対応として、個人住民税の非課税措置対象者に単身児童扶養者を追加することによる規定を整備するものであります。

次に、軽自動車税関係につきましては、令和3年4月1日以降の自動車税のグリーン化特例について、適用対象を電気自動車等に限定するもの及び環境性能割の臨時的軽減の導入による改正であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第8、議案第5号 八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、災害援護資金の貸付利率、償還方法等について、市町村の政策判断に基づき条例で定めることとなったため、貸付利率を「保証人あり」の場合は無利子、「保証人なし」の場合は1.5%の利率に設定するものであります。

なお、1.5%の利率については、東日本大震災の特例に準拠したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条

例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例

議長(上野政男君) 日程第9、議案第6号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 谷中 聰君登壇)

町長(谷中 聰君) ただいま上程されました議案第6号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が改正されたことに伴い、八千代町介護保険条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、低所得者の保険料軽減強化のため、第1号被保険者の所得区分9段階のうち第1段階から第3段階までの保険料基準額に対する割合を軽減するもので、第1段階においては、0.45から0.375に軽減し、年額2万3,400円、第2段階においては、0.75から0.625に軽減し、年額3万9,000円、第3段階においては、0.75から0.725に軽減し、年額4万5,240円とするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長(上野政男君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直議員。

14番(湯本 直君) 介護保険は、各市町村によって、掛け率によって単価が違ってくると思うのだけれども、介護保険については非常に高いという、そういう一般のイメー

ジがあるのですが、この金額で介護保険を施行する場合には、隣接市町村との絡みもあると思うのですが、市町村との兼ね合いの状況を、わかる範囲で結構だからお願いしたいと。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 14番、湯本議員さんのご質疑にお答えいたします。

介護保険料につきましては、茨城県内40市町村あるわけですが、八千代町におきましては、半分よりも下という順位、約半分ぐらいという順位でございまして、ご存じのように、3年に1度介護保険料の見直しをしております、現在第7期ということになりまして、第8期につきましては令和3年度から開始ということになりまして、そのときまたご協議をいただくということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

7番、中山勝三議員。

7番（中山勝三君） 今回低所得者のほうの保険料を下げるといふようなことですが、減額した際の財源といいますか、それは国、県のほうからあるのか、それとも町内の保険料徴収というか、税額の中で補填していくのかお願ひします。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 7番、中山議員さんのご質疑にお答えいたします。

軽減した場合の財源につきましては、国、県から補助金が参ります。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というふうになっております。

以上でございます。

議長（上野政男君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第1号）

議長（上野政男君） 日程第10、議案第7号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第7号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ935万円を減額し、予算総額を78億8,265万円とするものであります。

初めに、歳入の主な項目について申し上げます。国庫支出金につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金による858万円、感染症予防事業費補助金による161万9,000円を含めまして1,019万9,000円を増額いたします。

県支出金につきましては、地方創生推進交付金による75万円を増額いたします。

繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴い、2,029万9,000円を減額いたします。

次に、歳出の主な項目について申し上げます。総務費につきましては、地方創生推進交付金活用事業による、わくわく茨城生活実現事業移住支援金といたしまして、企画費を100万円増額いたします。

民生費につきましては、幼児教育無償化に伴うシステム改修業務委託料により、児童措置費を858万円増額いたします。

衛生費につきましては、風疹第5期定期予防接種に伴う委託料等により、予防費を

675万7,000円増額いたします。

教育費につきましては、事務局費では、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理委託料により162万1,000円を増額し、給食センター施設費では、当初予算で予定していた給食の調理・配送業務委託の見直しにより、委託料3,850万円を皆減、それに伴う調理員賃金及びその他施設運営費等を1,119万2,000円増額し、合計で2,730万8,000円を減額いたします。

続きまして、第2表債務負担行為補正につきましては、給食センター調理・配送業務の廃止によるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 補正予算につきまして、二、三点執行部にお聞きをします。

本件については、議運のメンバーあるいはまた先ほど議員の全員協議会等で若干話が出た部分がある。説明を受けた中で、教育長あるいはまた教育次長等々、センター長も含めてですが、基本的には2,730万8,000円の補正が出てきた。何気なく出ていますけれども、私は、八千代町議会あるいはまた執行部に対して、これは相当異常なこの議会での補正の予算の組み方だというふうに認識しています。ある部分では、議会がこれほどなめられたものかと、こういうふうに私は今解釈しています。

この議案そのものの流れを踏まえますと、さきの3月の議会で、ここにいる議員らが賛成多数で議決をした案であります。私は大反対をしました。しかし、賛成の弁を述べた宮本議員さんの立場も含めますと、ではたかだか2カ月ぐらいの話でこの物事が、数字の遊びだけではなくて、八千代町の教育行政あるいはまた給食にかかわる行政そのものが180度ひっくり返った。

私も、さきも申し上げましたが、中結城の権現山の地に私らの子どもらからやり得た給食センターの流れというものが、夏の暑いとき、あるいはまたよしずをやりながらやった調理員等々の部分が事も簡単に、9月からは委託契約にするので、今までの身分はどういうあれにせよ、その現場においては首だと。こういうことがあってはならないということを私は申し上げてきたわけでありましてけれども、そうではないのだと。これが

らの給食行政あるいはまた教育行政においては、これがベストなのだというのが執行部の。前の大久保町長の一つの遺産物であったとか、そういうのであれば、そこでまた出た副産物であれば別なのですけれども、新町長、谷中聡町長における中で決断して、これをここへ持ち込んできた。当然議会の同意がなければありませんから、全員一致ではなくて、けんけんごうごうの中でこの問題をいわば賛成多数でやった。

今、私、ここで執行部と議会が向き合っていますけれども、このとき、そんなものはだめだと反対した者の立場と、あるいはこの議案に対して、もうそういう時代なのだから、こうあるべきだと言って賛成をしてこの議決をした、あるいはまたそれに加担した議員らの心中が今どういうふうにあるのか、心の中を聞いてみたい気持ちで私は今います。「それでは、そういうふうになっちゃったんじゃ、しゃあねえな」ということで、この物事が、これから議決をとるのでありましようけれども、どういうふうな気持ちでいるのか心の中を聞いてみたい。俺らのものが、たかだか一、二カ月の間に、給食行政、教育行政のものが一瞬に捨てられて、今度は逆の話に我々は加担しなくてはならないのかと、そういう思いもあるのではないかというふうに私は思います。

基本的にこのことを持ち込んだのは、議場へ持ち込んできたときの最大の原点は、教育長、教育側にあったのか、銭出すほうの執行部側の責任者である谷中町長にあったのか、おのおのから意見を聞きたい。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聡君登壇）

町長（谷中 聡君） 13番、大久保議員のご質問にお答え申し上げます。

給食センターにつきましては、第3次行財政集中改革プラン、27年から31年までの5年間の計画でございますが、これの中で規定されておりますとおり、委託にしていくと、建てかえ後は委託にすると、そういう文言がありまして、それに基づいて我々は準備をしていたわけでございます。

しかしながら、給食センター職員からの合意が得られなかった。また、今までの安全・安心と質の高い給食を提供してきた実績と努力を考慮いたしまして、最終的には現行の直営方式で運営していこうという判断をさせていただきました。

今回の運営方式の変更に際しましては、議員の皆様にも深くおわびするとともに、何とぞご理解いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（上野政男君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 13番、大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと全員協議会の中ではお話をさせていただきましたが、私も給食センターのほうに訪問をさせていただきました、直接意見を聞き取らせていただきました。職員の皆様の強い使命感や、それから熱意、今までの実績や成果等を勘案しまして、町として何度も議論をした上で、町長にご判断をいただいたということでございます。今町長が答弁した内容のとおりでございます。

これからも子どもたちのために、安心して、そして安全な給食が毎日提供できるよう、さらに新センターのもと、これまで以上に質の高い給食を提供していければというふうに思いますので、どうぞご理解、ご協力のほどをお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 教育長、町長のほうから今話を聞きました。そうすると、これらの流れを踏まえると、なお一層議会に対する執行部の一つの物事の軽率さというか、なめた一つの考えの中で、この予算を当初予算で持ち込んできたということになります。先般来の流れから含めていって、あれだけのけんけんごうごうして、いわば直営方式を持ち込んできた。その後、今度は現場にいる人たちの考え方を聞いて、そうしたら賛成を得られなかった。その所作というのは、所作はその段階ではないでしょう。新年度予算に組むときに物事というのは進んでいくのが普通でしょう。

新年度予算を組んで、我々、選挙という一つの厳しい環境をくぐってきて、ここで執行部が出してきたものを真摯に受けとめて、またその議員、議員の考え方に立って物事を判断して、賛否があって、そこで多数決で負ければ、正論であっても勝ったほうに従うと、その論理で我々は生きてきているのです。何で今ごろ。

この幾日前かわからないけれども、現場の人間に賛成を得られなかった。それは、3月のときに、八千代町の給食センターの調理現場のいわば運営方針というものが大きく変わろうとしているときには、新年度予算を出す前でしょう、町長。それでは、誰が文句を言ったので、こういうことになったのですか。誰が言ったので、議会にあれだけの予算をして、私が反対討論して、ばかだと言われながら。執行部も、新執行部が、いわゆる行政だから、これほど確かなことはないのだと言って、宮本議員が賛成討論をぶっ

たのです。結果としては、それは勝った。だけれども、それが通ったとしたら、あたかも……。

2カ月か3カ月しかたたない中で補正予算などというのは、台風か何かあったとか、急遽のときがあったとき、予備費流用でも間に合わないようなことがあったときに6月に補正するのです。最低でも9月ごろあたりになればいいけれども、6月に出てきて、それが給食センターがひっくり返るような話、物事が起きていた。議会は何だったのだというわけです。あるとき賛成した議員は何だったのだと私は言いたいです。

私は、その論者だから、最後の決をとるのでしょうけれども、私は原案賛成します。原案賛成します。もとに戻るのだから。何の打ち合わせもなく、何の根拠もなく、自分の議席を、自分の立場の中でかけた議員さん方はどうするのでしょうかと、私は今思っています。そういうことにまで大きく影響したこの出来事なのです。

大久保司派、司町政を引き受けた谷中聰町政だから、それを受けて、与党派だと言われる数で議会もやってきたのだから、今回もオーケーだと、そういうものがもしここに根づいているとしたら、大変な間違いです。

私は、この補正予算の形状というか、給食センターの教育行政がそのような形で、ましてや現場の意見によって我々のこの議会の議決そのものが左右されるようなことが再度ここへ持ち込まれたということに対しても、私は物すごい憤りを今感じています。

ですから、私は、一般質問でも出してありますから、また論議することはありまじょうし、私は今さらここでどうのこうの言って、今の私の立場を、議会というか、この教育行政に対しての考え方を、ああ、俺が言っていたのは、私に賛成してくれた人も、あときは端のほうに寄せられてしまった意見であるけれども、正しかったのだという気持ちだけは自分なりに、自分に言い聞かせて、このような形でしゃべっていますけれども、議会と執行部のやり方というものも、余りもてあそばないでください。

以上です。

議長（上野政男君） 12番、宮本直志議員。

12番（宮本直志君） この補正予算の件ですけれども、先ほどから宮本、宮本と何回か私の個人の名前が出ていますので、3月の当初予算のときは、確かに78億何千万円ですか、当初予算の金額の中にこの給食センターの予算も入っていました。当然当初予算ですから、行政がスムーズにいくように思って皆さん賛成したと思います。3人の方が反対して、あとの9名は賛成したというような結果で通ったと思います。そういうこと

でございますが、執行部も熟慮して変えてきたのかなと。

だから、先ほどの全協での質問でも、教育長の話で、どうもはっきりはわからないのですけれども、現場の同意が得られなかったということを強調しておられたように思うのです。現場というのは、私が聞いたところ、職員は6名いると。正規の職員ですね。あとはパートの方とか、そういうふうなことでやっているようでございますが、町の直営とか委託とかの問題ではなくて、町の方針を職員が反対して、それが、議案がひっくり返るといようなことがあるのが、私はちょっと腑に落ちないのです。職員が納得しないから、我々も町民の代表ですから、その議決をしたのに何で。それが、職員の反対が主なことであつたら、これは不思議なことだと私は思うのです。直営とか委託の問題ではなくて。この議案に対して。

ですから、そういうことも含めて、これから少子化になってどんどん、どんどん、子どももまだまだ少なくなるようでございますので、この町でお金をかけてあれをやって、これからもその給食をつくる人を雇っていかなくてはならないということは大変なことなのです、これからも。ですから、近隣では皆さん委託にしているというふう聞いております、将来のことも考えて。

それはともかくとして、そこら辺の職員の同意がもらえなかったのも、それが主な原因であれば、これは大変な問題なのだと私は思っておりますので、そこら辺のことをちょっと町長にお聞かせ願えれば。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 12番、宮本議員の質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおりかと思えます。職員に迎合したわけではなく、最終的には執行部のほうも、委託よりも当座はこちらのほうがいいものが子どもたちに届くのではないかと、そういう確信が持てたと、そういうことだと思います、今回の件につきましては。以前あった、行革の計画書はあったわけなのですが、もうちょっとそれを、もう一度見直すべき時期には入っていたのかもしれないと思っているところでございます。

しかしながら、皆様には本当にご迷惑をおかけいたしまして、大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 3回までオーケーだよな。

議長（上野政男君） はい。

13番（大久保敏夫君） 3回になっているのか。

議長（上野政男君） これで3回です。

13番（大久保敏夫君） 今、宮本議員のほうから発言がありました。町長のほうから答弁があったわけですが、そういう中で現実問題として、職員の意向で条例というか予算あるいはまたその体制まで、それは給食センターに限らず、いろんなことにそういうものが、理解が得られない場合は町の方針が変わるのだということは、そういうものは残してはならないというのが宮本議員の意見だろうと思うのですが。

そこで、ちょっと町長、これは安易に答弁したのか、今の場合において答弁したのかわかりませんが、当座の間という言葉を使っているのです、当座の間。当座の間というのはどの程度を言うのですか。当座の間は、こういうふうな給食センターのそういう人たちの意見があったので、当座の間はこれでやろうということで、今回請負ではなくて、職員の人たちにつくってもらうという意味があったのだらうと思うのですが、その当座という期間を、1年後なのか、いや、5年後なのか、とりあえず給食の、先ほど教育長が言った9名のパートの人たちの理解が得られるまでの間というふうに解釈すればいいのですか、それをちょっとお聞かせください。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 13番、大久保議員のご質問にお答えします。

期間的な話でございますが、期間については委託に移行する準備ができるまでという意味でございます。

（「議長、4回目、追加で願いたい。ずれた話になるから、1回だけ許可して」「認めてやれよ」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） わかりました。一言ね。簡潔にお願いします。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 今言った話でいくと、必ずどこかで物事の変化が来るということでしょうか。そんな行政なんていうのは、この教育行政というか給食センター行政に対してだけ、町長、今言ったように、そういうふうな教育委員会の給食センターも次長なのかセンター長なのか、教育長もじかにやったのかわからないけれども、そういうもの

の理解を得られないから、どうにもならないことが起きてしまうということで、ではちよっとの間、この物事、ここまで進んでしまっているのだと。例えばあると思うのです。請負業者の指名が、どういうところがやっているかと思って調べてやると。そういうものにいわば通知を送ろうと思った。しかし、現場がこういうことであると、とんだことになるから、ではとりあえず当座。当座ということだ。

先ほどの言葉の返答の中で、当座というのは、いろんな一つの環境を整えばと。ということは、必ず今の調理員を首を切ると。現体制ではやらないと。あくまで執行部は請負でいくのだというふうに私は受け取ったわけですが、そういうことになると、これから私は今の中で、単なる給食センターの話で、今この補正予算の3月から6月のたかだか二、三カ月の話で、2,700万円の銭が行ってこいの話になるということで論議していませんけれども、こういうことが今後の谷中町政においてはいろんなところで起きてくるのではないかと、私は今思っています。ある意味ではもう危惧することが幾つか起きています。

そのことを含めますと、では環境が整ったら、また首切りというか、場所がえをするという認識でよろしいですか。

町長に。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） 13番、大久保議員のご質問にお答えします。

先ほどのお話なのですが、言いかえますと、質の高い給食を提供できる間はお願いしたいなど。大変彼女たちは前向きで、これからいろいろ免許も取って頑張っていきたいと、子どもたちのために頑張っていきたいと申しております。ですので、彼女たちができる間は頑張ってもらいたいと、そう思っております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 5番、大久保弘子議員、どうぞ。

5番（大久保弘子君） 議長の許可をいただきましたので、質疑をさせていただきたいと思えます。

今町長及び教育長の答弁をお聞きしておりました。それで、3月の本予算が賛成多数で決められたということについて、今回の補正予算計上については、大きな問題、重大問題だと私も思います。大久保敏夫議員がおっしゃっていることの中身については、本

当に重要なことをおっしゃっておられたと思うのです。

とにかくこれは3月議会で決められた問題で、3月議会の事前に説明を詳しくされなかった。議員も含めた、なぜ民間委託なのかというところを詳しく説明がされていない状態のまま、本予算で可決されたということが大きな問題だ、そもそもそこが問題だと思います。そういうことで、3月議会で説明なしに予算計上したことが議会の軽視でもあると私は3月議会でも申し上げましたけれども、そういう流れで、今回も同じような経緯を持って議会に補正予算が上げられたということです。

私は、そもそも3月議会で本予算には反対しました。なぜ直営が大切なのかというところをしっかりとやっぱりこれは議論をすべきだったのではないかと思います。だから、そのところがそもそも間違いのもとなのかなというふうに思っております。

だから、議会においても、やはりそういう議論をされていなかった。提案するほうもしていなかった。そういうところが大きな矛盾なのではないかと思います。それで予算化されてしまったから、決まってしまったから、では民間委託にするということになってしまったわけです。

その後いろいろな執行部の調査をしたところ、やはり委託でなく直営のほうが正しいのではないかという判断に至ったのでしょうけれども、本予算、3月の議会のところで大きな矛盾ができてしまったということが問題なのだと私は思いますけれども、でもやっぱりこれは、近隣の自治体や全国の自治体の状況なんかを調べてみますと、子どもの食育が一番の大事な原点なのだと思います、給食センターにとっては。子どもたちをいかに健やかに育てるかということが大事なのではないかなど。それでいろいろ、四十数年も職員の皆さんが無事故で頑張ってこられたわけです。そういうところをしっかりと評価して、民間ではいけなかったのだと私は思うのです。そのときに町長が、判断が誤ったのではないですか、3月の議会で。

やはりそれを予算計上するときに、ちょっとここはチェックすべきだったと思います。しっかりと議論をされないままに出された。しかも、議会でもしっかりとそのことについて、全協では大分話し合われましたけれども、最終的な本会議の判断では通ってしまったということなのですから、これはやはりそういうところがそもそも非常な判断の仕方だったのではないかなというふうに思います。

ですから、今回そういういろいろな経緯のもとに本予算というかこの補正を上げてきたわけですから、何が一番大事なのかということは今考えて、この判断をすべきなのだ

ろうと私は思いますので、その辺のところの町長の答弁も聞かせていただきながら、私はこの補正には賛成をしたいというふうに思っております。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 谷中 聡君登壇）

町長（谷中 聡君） 5番、大久保議員のご質問にお答えします。

確かに私の確認不足はあったと思います。担当課のほうの進捗状況をもうちょっとよく把握して、もっとじかにやっぱり声を聞いて事を進めればよかったかなということで、非常に反省はしているところでございます。

今後については、そういうことのないように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いします。

議長（上野政男君） 14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） 質疑なのだろう。

議長（上野政男君） はい。

14番（湯本 直君） この問題は、直営か委託かということで、一応委託でやることで私も予算には賛成した一人なのですが、とりあえずいろいろ状況が変わったということで、議会にもう一遍執行部がみんな説明に歩いたと思うのだ。だから、大体了解はしていると思うのですが、状況はね。

ただ、言いかえれば、3月の議会でやれば一番よかったかと思うのですが、なかなかいろんな事情でできなかったということで、今回の補正予算になったと思うのですが、とにかくやっていることは別に間違いではないと思うので、委託方式でなく、職員で今までどおりにやりたいと、こういうことでありますし、言っているほうも、いわゆるメンツの問題を言っているわけですから、とりあえず問題がないと思うので、一応議事を進ませてもらいたいと思います。

以上です。

（「質疑は打ち切りだ」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で質疑を打ち切ります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 令和元年度八千代町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 31. 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

議長（上野政男君） 日程第11、議案第8号 31. 消防ポンプ自動車購入契約の締結について議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第8号 31. 消防ポンプ自動車購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

消防防災行政につきましては、議会を初め関係機関の深いご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。消防団員は、火災、風水害等から町民の生命、身体、財産を守るため、日夜努力しているところでございますが、現在使用されております消防ポンプ自動車の中で、第7分団の消防ポンプ自動車は、購入後15年を経過しており、老朽化により、有事の際にその機能が十分に果たせない可能性があるため、その対策として、消防ポンプ自動車の更新を行うものです。

購入につきましては、6社を指名し、5月10日に指名競争入札を行った結果、小池株式会社が2,494万8,000円、消費税込みで消防ポンプ自動車1台を落札いたしました。

この購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

12番、宮本直志議員。

12番（宮本直志君） 金額はともかく、これで全部新しくなりましたか。まだ古い消防ポンプの、何分団かわかりませんが、ずっと取りかえていますけれども、そこら辺わかったら教えてもらいたい。機械ですね、消防ポンプ、新しいのにどんどんかえているようですけれども、7分団ありますけれども、全部大体行き渡ったのかどうか、それをちょっと聞かせてください。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 野村 勇君登壇）

総務部長（野村 勇君） ただいまの宮本議員のご質疑にお答えさせていただきたいと思えます。

本日提案させていただきました第7分団の消防ポンプ自動車、これが一番古いもので、14年3カ月を経過しております。次に古いものが、第1分団でございます。13年と4カ月経過しております。基準としまして、一定の能力を常に確保しなければなりませんので、15年ぐらいを基準としまして買いかえを行っているところでございます。そのほか第2分団から第6分団につきましては、まだ10年が経過していないと、このような状況でございます。

議長（上野政男君） 14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） 買いかえのための下取りは幾らぐらいに見てあるのか、わかる範囲でお願いします。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 野村 勇君登壇）

総務部長（野村 勇君） ただいまの湯本議員のご質疑にお答えさせていただきます。

下取りという方向で考えてございますが、その金額については、まだきちんとしたものが、お答えできるだけのものを持っておりませんので、後日、わかり次第お知らせさせていただきたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） ほかにございせんか。

7番、中山勝三議員。

7番（中山勝三君） 入札の執行調書をお願いします。

議長（上野政男君） 執行調書、用意してある。

（入札執行調書配付）

議長（上野政男君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 31. 消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 31. 消防ポンプ自動車購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 八千代町立学校給食センター厨房用備品購入契約の締結について

議長（上野政男君） 日程第12、議案第9号 八千代町立学校給食センター厨房用備品購入契約の締結について議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 谷中 聰君登壇）

町長（谷中 聰君） ただいま上程されました議案第9号 八千代町立学校給食センター厨房用備品購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

今回購入いたします備品につきましては、現在建設中の新給食センターに設置するものであります。購入する備品の概要につきましては、検収・保管用、下処理用、上処理・煮炊き調理用、焼き物・揚げ物・蒸し物調理用、あえもの調理用、コンテナプール用、洗浄用などの厨房用備品でございます。

購入につきましては、6社を指名し、5月15日に指名競争入札を行った結果、三英物産株式会社が3,731万4,000円で、消費税込みで八千代町立学校給食センター厨房用備品

を落札いたしました。

この購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び八千代町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をいただきたく、提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

（「議長、入札調書」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 今配ります。

（入札執行調書配付）

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） この入札の結果、手元にありますけれども、入札において落札者が決まって、そうすると5月15日に入札が行われたと。そうすると、これそのものが、いわばこういうものが欲しいということで指名業者を決めて、これだけの業者に指名されたと思うのですが、この案内を、こういうものを使いたいのだと、設計に基づいてどうか今までの上において多分発注したと思うのですが、この6社の業者に、こういうものを八千代町で買いたいので、幾らか参加する気があれば入札に、幾日に来いということになるわけですが、この案内が業者に配られたのはいつだか、ちょっと教えてくださいか。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 13番、大久保敏夫議員の質疑にお答えいたします。

6社に対する入札の案内、見積もり依頼の日付でございますけれども、平成31年4月23日に通知を出しております。

以上であります。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） すると、4月23日に出したと。その前にその原案的なものが出てくるわけですから、当然新年度に入ってすぐに始まったことだろうと思うのですが、このことと先ほど論議された調理員の直営と、あるいはまた請負で、よそから来て一括

やると、そういったときに、この備品関係の今出てきた数字、この数字の金額で落ちて
いるわけですが、これで直営でも、あるいはまた現状のままの調理員の方がやっても、
この備品については何ら関係なく、そういうふうな解釈でよろしいですか。

議長（上野政男君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

先ほどの件とは関係ないというふうに考えてございます。

議長（上野政男君） ほかにありませんか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） これは、いろいろ調理するものによって何種類かあると思うので
すが、メーカーの指定はしたのか、あるいはそれと同等品というような指定で入札した
のか、その2点だけひとつお願いしたいと思います。

議長（上野政男君） 給食センター所長。

（給食センター所長 岩坂信幸君登壇）

給食センター所長（岩坂信幸君） ただいまの質問なのですけれども、メーカーのほう
は特に指定はしてございません。参考型番という形で、こういうものを参考にお願いま
すということで、あとは同等品以上のものということで……

（何事か呼ぶ者あり）

給食センター所長（岩坂信幸君） はい、指定はしてございます。よろしくお願いま
す。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 八千代町立学校給食センター厨房用備品購入契約の締結につい
て採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 八千代町立学校給食センター厨房用備品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第13 休会の件

議長(上野政男君) 日程第13、休会の件を議題といたします。

お諮りをいたします。議事の都合により、あす6日より10日までは休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、あす6日より10日までは休会とすることに決定をいたしました。

議長(上野政男君) 次会は、11日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

(午前11時22分)